

# 国民健康保険被保険者証・後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方へ

●お問い合わせ 【国民健康保険・後期高齢者医療】住民課 ☎76-3802  
【後期高齢者医療】大分県後期高齢者医療広域連合 ☎097-534-1771

## 1 新しい被保険者証を送付します

▶現在お持ちの被保険者証は、7月末で有効期限が切れます。新しい被保険者証は7月中旬に書留郵便にてお送りしますので、8月以降は新しい被保険者証をご使用ください。

〔受け取ることができなかった方は8月1日以降に住民課（役場1階）でお受け取りいただけますので、本人確認書類（運転免許証等）をご持参ください。〕

### 国民健康保険証

新しい被保険者証は浅葱色で、  
有効期限は令和4年7月31日です

### 後期高齢者医療

新しい被保険者証は緑色で、  
有効期限は令和4年7月31日です

## 2 限度額適用認定証等の申請を受け付けます

外来や入院時に自己負担限度額を超えるような場合、「限度額適用認定証」もしくは「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示することで、医療費が限度額までの負担となります（「限度額適用・標準負担額減額認定証」については、入院時の食事代も減額されます）。

年 齢	限度額証を作ることができる方	作る必要がない方
0歳～70歳未満の方	全員	
70歳以上の方、 後期高齢者医療保険加入者	非課税世帯の方 現役並み所得者Ⅰ・Ⅱ区分の方	現役並み所得者Ⅲ区分の方、 一般区分の方

- 8月1日から有効の「限度額適用認定証」等の申請は、8月1日以降にお願いします。
- 70歳以上の方は、限度額認定証が必要ない場合がありますので、事前にお問い合わせください。
- 後期高齢者医療被保険者の方で、現在「限度額適用認定証」もしくは「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちで、令和3年度も該当する方には、7月中旬に新しい証を送付しますので、手続きの必要はありません。

## 3 非自発的失業者の保険料の減免について

非自発的に失業した方は、申請により保険料が減免される場合がありますので、お問い合わせ下さい。

## 4 後期高齢者医療保険料額決定通知書等の送付について

令和3年度の保険料決定通知書等を7月中旬にお送りします。保険料の納め方については、通知書の『期別保険料額』をご覧ください。



納期 (月)	保険料額		普通徴収の 納 期 限
	特別徴収額	普通徴収額	
4月			
5月			
6月	通知書に記載		
7月			
8月			

### 特別徴収額の欄に保険料額が記載されている方

その月の年金から差し引かれます。

### 普通徴収額の欄に保険料額が記載されている方

その月の納期限までに納付書等で保険料を納めていただきます。なお、口座振替申請をされている方は、通知書に記載の金融機関から振替させていただきますので、納付書等で納めていただく必要はありません。